

5 所轄庁による監督 及び 罰則

P.52 ……所轄庁による監督及び罰則

所轄庁による監督及び罰則

1 所轄庁による監督

(1) 報告及び検査（法第41条第1項）

・法人が、法令、法令に基づいた行政庁の処分又はその法人の定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき、群馬県は次のように法人に報告を求めたり、職員に調査をさせることができると規定されています。

- ① 法人にその業務若しくは財産の状況に関し報告を求める。
- ② 職員に、法人の事務所その他の施設に立ち入り、その法人の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させる。

(2) 改善命令（法第42条）

・群馬県は、次の場合に、法人に対して期限を定めて、改善のために必要な措置を採るよう命じることができます。

- ① 法人が次の要件を欠くに至ったと認めるとき。
 - ア 営利を目的としない団体であること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ウ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
 - エ 宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - オ 政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
 - カ 選挙活動を目的とする団体ではないこと。
 - キ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと
 - ク 10人以上の社員を有すること。
- ② 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反していると認めるとき。
- ③ 法人の運営が著しく適性を欠くと認めるとき。

(3) 設立の認証の取消し（法第13条第3項、第43条第1項、第2項）

・群馬県は、次の場合に法人の設立の認証を取り消すことができると規定されています

- ① 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記をしないとき。
- ② 法人が、改善命令に違反し他の方法によって監督の目的を達することができないとき。
- ③ 3年以上にわたって、法第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないとき。
- ④ 法人が法令に違反し、改善命令による改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法によって監督の目的を達することができないとき。

2 罰則

法により、罰則規定が設けられています。主な罰則規定は以下のとおりです。

(1) 50万円以下の罰金	
①	正当な理由がなく、法第42条の改善命令に違反した者。（法第78条）
②	法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業員が法第42条の改善命令に違反した場合は、その行為者及びその法人。（法第79条）
(2) 法人の理事、監事又は清算人に対する20万円以下の過料（法第80条）	
①	組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき（法第80条1）。
②	法人設立に際して法第14条に規定される財産目録の備え置きを行わず、又は、その財産目録に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第80条2）。
③	役員の変更等の届出又は定款変更の届出を行わず、又は虚偽の届出をしたとき（法第80条3）。
④	法第28条第1項に規定された事業報告書等及び役員名簿等を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第80条4）。
⑤	定款の変更に係る登記事項証明書の届出、事業報告書等の提出を怠ったとき。
⑥	理事又は清算人が破産手続き開始の申立て及び公告の規定（法31の3②、法31の12①）の規定に違反して、破産手続き開始の申し立てをしなかったとき（法第80条6）。
⑦	法人が貸借対照表広告（法28の2①）の規定に違反して若しくは清算人が、法人の債権者に対する債権申出の催告等（法第31の10①）及び破産手続開始の申立てに関する公告（法第31の12①）の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第80条7）。
⑧	法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備え置きの規定（法第35第1項）に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第80条8）。
⑨	法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の意義に対する弁済等の規定（法第35第2項、36第2項）に違反したとき（法第80条9）。
⑩	上記1（1）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法第80条10）。組合等登記令に違反して登記することを怠ったとき。
(3) 10万円以下の過料（法第81条）	
•	名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた特定非営利活動法人以外の者。